

## 指定工事事業者申請書類

### ◎ 指定給水装置工事事業者指定申請書

イ. 法人の場合、役員の名を全部記入

### ◎ 機械器具調書(写真添付)

イ. 金切りのこその他の管の切断用の機械器具

ロ. やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具

ハ. トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具

ニ. 水圧テストポンプ

### ◎ 誓約書

イ. 成人被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

ロ. 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

ハ. 第6条第1項の規定により指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない者

ニ. その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

ホ. 法人であって、その役員のうちイからニまでのいずれかに該当する者があるもの

### 添付書類

○ 法人～定款又は寄付行為及び登記簿の謄本

○ 個人～住民票の写し又は外国人登録証明書の写し（1月以内のもの）

○ 主任技術者免状のコピー

○ 事業所の位置図

「事業所」とは、調査－計画－施行－検査の一連の給水装置工事事業者の拠点となる場所を指す。これらの機能が別々の場所にある場合は、それぞれが事業所となる。ただし、単なる営業のみ、単なる作業員の休憩所等は「事業所」にはあたらない。

※ 指定手数料5,000円（指定工事事業者証交付時納入）

※ 指定を受けた日から14日以内に主任技術者の選任届を提出（主任技術者本人が提出すること）